

平成26年度

農林水産分野における遺伝資源利用促進事業

報告書

平成27年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目 次

第1章 遺伝資源取得計画策定国との交渉	1
1.1 概要	1
1.2 ペルー	1
1.2.1 交渉経緯	1
1.2.2 交渉・情報収集記録	2
1.3 インドネシア	4
1.3.1 交渉経緯	4
1.3.2 交渉・情報収集記録	4
1.4 スリランカ	5
1.4.1 交渉経緯	5
1.4.2 交渉・情報収集記録	6
1.5 ラオス	7
1.5.1 交渉経緯	7
1.5.2 交渉・情報収集記録	7
第2章 その他の遺伝資源提供国の法制度に関する調査	9
2.1 エクアドル	9
2.1.1 情報収集の経緯	9
2.1.2 情報収集の記録	9
2.1.3 遺伝資源の利用と法制度整備状況	9
2.1.4 次年度以降の考え方	11
2.2 ロシア	11
2.2.1 情報収集の経緯	11
2.2.2 情報収集の記録	11
2.2.3 遺伝資源の利用と法制度整備状況	13
2.2.4 次年度以降の考え方	13
2.3 ベトナム	14
2.3.1 情報収集の経緯	14
2.3.2 情報収集の記録	14
2.3.3 遺伝資源の利用と法制度整備状況	14
2.3.4 次年度以降の考え方	15
第3章 植物遺伝資源の賦存状況調査等	16
3.1 ベトナム	16

3.1.1 情報収集の経緯	16
3.1.2 調査の記録.....	16
3.2 インドネシア.....	17
3.2.1 情報収集の経緯	17
3.2.2 調査の記録.....	18
3.3 ミャンマー	18
3.3.1 情報収集の経緯	18
3.3.2 調査の記録.....	18
第4章 コンソーシアム等の拡充及び平成26年度遺伝資源取得計画の策定	20
4.1 コンソーシアム会議の拡充.....	20
4.2 コンソーシアム会議の実施.....	20
第5章 国内ワークショップの開催	25
5.1 ワークショップ概要.....	25
5.2 ワークショップの成果.....	26
第6章 国内遺伝資源利用者への海外遺伝資源アクセスと利益配分に関する情報提供	27
6.1 概要	27
6.2 海外遺伝資源利用促進ワークショップ	27
6.2.1 海外遺伝資源ワークショップ開催概要.....	27
6.2.2 開催結果	28
6.3 植物遺伝資源の取得・利用手引きの改訂.....	33
第7章 ITPGR におけるアジア主要国との連携のためのワークショップの開催	38
7.1 実施概要.....	38
7.2 検討結果.....	40
第8章 検討会の設置	43
8.1 検討会委員	43
8.2 第1回検討会	43
8.3 第2回検討会.....	46
8.4 第3回検討会	49
参考資料	53
海外遺伝資源利用促進ワークショップ 資料	55
海外の遺伝資源を用いた植物育種のために～植物遺伝資源の取得・利用手引き～ (Ver.1.1.5)	73

第1章 遺伝資源取得計画策定国との交渉

1.1 概要

平成 25 年度事業で遺伝資源取得計画を策定した国（ペルー、インドネシア、ラオス及びスリランカ）との間で遺伝資源取得に関わる交渉を行った。交渉に当たっては、事前にコンソーシアム会議等を開催し、コンソーシアム等の要望、意見等を聴取して行った。

なお、遺伝資源取得計画策定国では、同時に「平成 26 年度 遺伝資源の機能解析等に係る途上国能力開発事業」（以下、能力開発事業という）が実施されている。交渉に当たっては、当該事業と十分に連携しながら行った。

1.2 ペルー

1.2.1 交渉経緯

ペルーについては平成 24 年度から本事業を通じて遺伝資源の利用促進に関する協議を進めてきた。日本側の体制としても、本年度は「ペルー遺伝資源コンソーシアム設立準備委員会」を立ち上げ、関連した他事業（JICA：有用植物遺伝資源開発技術普及促進事業）にコンソーシアムメンバーが応募し採択されるなど準備を進めてきた。ペルー側のカウンターパートである INIA（Instituto Nacional de Innovación Agraria）とも良好な関係を築いてきており、本年度は本格的な協業関係の構築に踏み出すことが期待された。

本年度はまず 9 月にペルーを訪問し、ワークショップを開催して、日本側の提案を広く伝えると共に、INIA との間で提案内容等について意見交換を行った。担当者レベルで、遺伝資源の利用促進に関する協議を重ね、大筋で合意したが、この訪問期間中に署名を得ることはできなかった。

その後 12 月にペルーを訪問し新しい所長にプロジェクトの説明を行い、好感触を得るも、このときも署名を得ることができなかった。最終的に 1 月には、プロジェクトを凍結したいとの申し出があり、協力関係の構築について一時停止中である。3 月には、再び訪問し、中止の理由に関する調査や INIA 以外との協力関係の構築を行った。

時期	協議状況
H26.9	<ul style="list-style-type: none">・コンソーシアム設立準備委員会の提案について協議し、INIA 担当責任者と大筋合意・ INIA 所長①にも説明
H26.9~11	<ul style="list-style-type: none">・ 9 月の合意事項を示したミニッツへの署名を求めるも、手続きと審査に時間を要しているとの回答で、署名が遅れる
H26. 12	<ul style="list-style-type: none">・ 鴨川氏ペルー訪問（INIA 新所長②他と協議）・ 新所長への説明は好感触。ミニッツ署名等の手続きを進めるとのこと・ 国際 WS についても来日方針

H27.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ INIA との交渉窓口となっている現地エージェントからプロジェクトを一時凍結したいとの連絡 ・ 国際 WS への参加については、明確な回答のないまま白紙 ・ 更にこの段階で INIA 所長は 2 度目の交代で、新任所長③に
H27.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二村氏、金谷氏がペルーを訪問し、情報収集を実施。また、INIA 以外の提携先についても検討。

1.2.2 交渉・情報収集記録

(1) 2014 年 9 月訪問

1) スケジュール

ワークショップ形式による日本側プロポーザルの提示を行い、INIA 担当者と協議を重ねた。

2014 年 9 月 8 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 打合せ : Instituto Nacional de Innovación Agraria(国立農業改良研究所) (INIA)
2014 年 9 月 11 日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ● ワークショップ実施 : Instituto Nacional de Innovación Agraria(国立農業改良研究所) (INIA) ● 意見交換 : Instituto Nacional de Innovación Agraria(国立農業改良研究所) (INIA)
2014 年 9 月 12 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見交換 : Instituto Nacional de Innovación Agraria(国立農業改良研究所) (INIA) ● JICA ペルー事務所訪問

2) 参加者

以下の専門家、及びコンソーシアムメンバーを派遣した。なお、千葉大学金谷助教は関連事業である能力開発事業で訪問している。

氏名	所属
喜多昭治	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 研究開発第 2 部(大阪) 副主任研究員
二村聡	ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ
金谷健至※	千葉大学環境健康フィールド科学センター助教
鴨川知弘	ペルー遺伝資源コンソーシアム設立準備委員会 副会長

※能力開発事業で訪問。

(2) 2014年11月訪問

1) スケジュール

9月訪問時に INIA 所長に説明したミニッツについてサインを行える見通しが立たないことから、急遽 INIA 所長に対して説明を行い、予備調査の実施や関連する JICA プロジェクトをスタートさせることを目的として訪問した。

11月17日 (月)	● 打合せ (Instituto Nacional de Innovación Agraria、INIA)
11月18日 (火)	● 打合せ (Instituto Nacional de Innovación Agraria、INIA)
11月19日 (水)	● 意見交換 (ラモリーナ大学)

2) 参加者

以下のコンソーシアムメンバーを派遣した。

氏名	所属
鴨川知弘	ペルー遺伝資源コンソーシアム設立準備委員会 副会長

(3) 2015年3月訪問

1) スケジュール

1月に、INIA 側から、プロジェクトの一時凍結の申し出があったことから、その理由に関する情報収集、新たなカウンターパートとの協力関係の構築を進めるために実施した。

3月16日 (月)	● 在ペルー日本大使館 ● JICA ペルー事務所 ● 環境省生物多様性局
3月17日 (火)	● Instituto Nacional de Innovación Agraria、INIA ● 環境省生物多様性局
3月18日 (水)	● 農業灌漑省 森林野生生物局 (SERFOR)

2) 参加者

氏名	所属
二村聡	ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ
金谷健至	千葉大学環境健康フィールド科学センター助教

(4) 本年度の成果と次年度以降の取組

- ペルーとは、過去3年間、農林水産省の事業を通じて遺伝資源の利用促進に関する協議を重ね、特に今年度は、本コンソーシアム設立準備委員会と INIA との間で共同研究やベネフィットシェアリング (BS) に係る協議を実施し、共同研究等を進められる一歩手前まで来ていた。
- 来年度は、プロジェクトが凍結された理由、組織構造等々に留意し、ペルー国との関係維持に努める。

1.3 インドネシア

1.3.1 交渉経緯

インドネシアについては、平成 25 年度調査から交渉を重ねており、前向きな関係の構築が進んでいる。インドネシアは現在、名古屋議定書に対応した遺伝資源の移転に関するルールを検討中であるが ITPGR の附属書 I に含まれる作物であれば、農業サイドの権限で共同研究ができる可能性がある。

本年度、インドネシアに対しては、1月に日本で開催したワークショップに招聘し、あわせて個別交渉を行った。また、2月にインドネシアで開催されたセミナーに同行し、情報収集等を実施している。

時期	場所	活動・交渉内容
H27.1	日本	●国際ワークショップへの招聘、個別交渉の実施 ➤ 日本で実施した国際ワークショップへ招聘 ➤ あわせて、個別交渉についても実施し、今後の進め方について検討。
H27.2	インドネシア	●情報収集の実施。 ●キャパシティビルディング (関連事業である能力開発事業で実施) への同行。 ➤ 山口大学執行教授、筑波大学、二村氏による現地でのセミナーを実施。

1.3.2 交渉・情報収集記録

(1) 2014年2月訪問

1) スケジュール

2015年2月15日(日)	● Indonesian Center for Agricultural Biotechnology and Genetic Resources Research and Development (ICABIOGRAD)
2015年2月16日(月)	● セミナー実施 (能力開発事業)

2) 参加者

氏名	所属
田澤宏幸	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 経営コンサルティング部 チーフコンサルタント
二村聡	ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ
執行正義	山口大学 農学部生物資源環境科学科 教授
石賀康博	筑波大学生命環境系

(2) 本年度の成果と次年度以降の取組

- 本年度、インドネシアとは前向きな関係構築を進める事ができた。
- 来年度はこの関係を更に一步進める。
- ただし、キャパシティビルディングに関する事業（能力開発事業）が来年度以降利用できないため、他事業との連携について検討していくことが求められる。

1.4 スリランカ

1.4.1 交渉経緯

本年度、スリランカ対しては 8 月に現地を訪問して意見交換を実施し、今後の共同研究の進め方等について協議を行った、また、関連事業であるキャパシティビルディング（能力開発事業）を組み合わせることにより、具体的な協力関係のイメージを対象国に提示することができた。

1 月には、国際ワークショップに招聘して意見交換を行い、遺伝資源を利用した共同研究等について、前向きに進めていける可能性が示唆された。

時期	場所	活動・交渉内容
H26.8	スリランカ	●訪問・ヒアリングの実施 ➤ 本年度実施するキャパシティビルディングについて日本側からの提案を行い、その内容について了承を得た。
H26.11	日本	●関連事業である能力開発事業でキャパシティビルディングを実施 ➤ スリランカから山口大学に研究者を 2 名招聘して約 1 ヶ月間の研修プログラムを実施。
H27.1	日本	●国際ワークショップへの招聘、個別交渉の実施 ➤ 日本で実施した国際ワークショップへ招聘 ➤ あわせて、個別交渉についても実施。
H27.3	スリランカ	●関連事業である能力開発事業でキャパシティビルディングを実施 ➤ 山口大学執行教授による現地でのトレーニングを実施

1.4.2 交渉・情報収集記録

(1) 2014年8月訪問

1) スケジュール

今回の訪問は、キャパシティビルディング（能力開発事業で実施）を担当する山口大学執行教授が同行したことから、協力関係構築の枠組みに関する意見交換に加えて、具体的なキャパシティビルディングの進め方についても意見交換を行った。

2014年8月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ● 打合せ（及びキャパシティビルディング意見交換） Horticultural Crop Research & Development Institute(HORDI) ● 情報収集（及びキャパシティビルディング意見交換） Seed Certification and Plant Protection Center (SCPPC) ● 情報収集 Vegetable Seed Project / JICA ● 情報収集（及びキャパシティビルディング意見交換） Plant Genetic Resources Centre (PGRC)
2014年8月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集・意見交換（及びキャパシティビルディング打合せ） Department of Agriculture(DOA)視察（及びキャパシティビルディング視察） Horticultural Crop Research & Development Institute(HORDI) ● 農業地域視察
2014年8月14日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ● 打合せ Horticultural Crop Research & Development Institute(HORDI)

2) 参加者

以下の専門家が訪問した。なお、執行教授については、能力開発事業の一環として訪問している。

氏名	所属
菌巳晴	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 環境・エネルギー部 研究員
二村聡	ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ
執行正義※	山口大学 農学部生物資源環境科学科 教授

※執行教授は能力開発事業の一環として訪問。

(2) 本年度の成果と次年度以降の取組

- 昨年度に引き続き交渉を継続してスリランカ側の協力関係構築意欲が継続して高いことを確認。また、専門家とともに農業地域・研究機関を視察し、有望な植物遺伝資源が存在していること、研究・農業生産水準が高いことを確認した。
- 来年以降についても、引き続き良好な関係を構築することで、遺伝資源の利用につなげていく。
- 一方で、来年度から能力開発事業がなくなるため、他の予算等を活用して共同研究等を行える体制を整える必要がある。

1.5 ラオス

1.5.1 交渉経緯

ラオスについては、平成 25 年度から関係構築を進めてきた。本年度も、7 月に現地を訪問し、関係構築を図ると共に、1 月に日本に招聘して交渉を行った。また、ラオスのジーンバンクの要望に応じて、農業生物資源研究所に依頼し、キャパシティビルディング（能力開発事業）につなげることができた。

時期	場所	活動・交渉内容
H26.7	ラオス	● 情報収集の実施 ● 共同研究ニーズの把握 ※同時期に農業生物資源研究所がキャパシティビルディングを実施
H27.1	日本	● 国際ワークショップへの招聘、個別交渉の実施 ➤ 日本で実施した国際ワークショップへ招聘 ➤ あわせて、個別交渉についても実施。

1.5.2 交渉・情報収集記録

(1) 2014 年 7 月訪問

ラオスに関する法規制や遺伝資源の状況、研究機関での研究内容等について確認するとともに、日本側の狙いを説明した。

1) スケジュール

本年度調査では、農業関連の研究機関を統轄する NAFRI をはじめ、園芸作物関係の研究を行っている、Horticulture Research Center や作物関係の研究を行っている Agricultural Research Center を訪問すると共に、ABS 関連の国内措置規制を管轄する機関についても訪問して情報収集を行った。

2014 年 7 月 14 日 (月)	● JICA
---------------------	--------

	● National Agriculture and Forestry Research Institute (NAFRI)
2014年7月15日(火)	● Horticulture Research Center ● Agricultural Research Center
2014年7月16日(水)	● Forest Resource Management department
2014年7月17日(木)	● Prime Minister's Office Science Technology & Environment Agency

2) 参加者

以下の専門家を派遣した。

氏名	所属
喜多昭治	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 研究開発第2部(大阪) 副主任研究員
二村聡	ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ

(2) 本年度の成果と次年度以降の取組

- 本年度も7月に訪問して、国内制度や研究機関の状況、遺伝資源の内容について確認した。ラオス側からは、具体的に望まれる支援内容についても提示を受けている。
- さらに、1月には日本に招聘し、いっそうの関係強化を図った。その一方で、ラオスの遺伝資源に興味をもって取り組みたいと考えている研究者や種苗メーカーが現時点で十分特定できないのが現状であり、その特定が重要。
- 来年度以降は、キャパシティビルディング（能力開発事業）も利用できないことから、他事業と連携しつつ進めていく必要がある。

第2章 その他の遺伝資源提供国の法制度に関する調査

2.1 エクアドル

2.1.1 情報収集の経緯

エクアドルに対しては、平成24年度から3年間にわたって訪問している。過年度の訪問においても、我が国で開催されるワークショップへの招聘等を行ってきたが、実現することはできなかった。

本年度事業では、9月に現地を訪問して、過年度に引き続き情報収集等を実施した。そのなかで、利益配分について一律50%を求めるといった情報を得ており、企業等の立場からは負担が重いと考えられる。

時期	場所	活動・交渉内容
H26.9	エクアドル	●エクアドル訪問 ➤ プロジェクトの内容等について質問し、情報収集を実施。

2.1.2 情報収集の記録

(1) 2014年9月訪問

1) スケジュール

エクアドルについては、ペルーと併せて訪問し、ペルーINIAにおいて、専門家によるトレーニング（能力開発事業で実施）を実施している2日間に訪問した。

日付	訪問先
2014年9月9日(火)	● INIAP(Instituto Nacional de Investigaciones Agropecuarias)
2014年9月10日(水)	● Dirección Nacional de Biodiversidad、Ministerio del Ambiente

2) 参加者

以下の2名を専門家として派遣した。

氏名	所属
喜多昭治	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 研究開発第2部(大阪) 副主任研究員
二村聡	ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ

2.1.3 遺伝資源の利用と法制度整備状況

エクアドルについては、平成25年度調査により法制度について調査を行っている。本年

度訪問したところでは、状況自体には大きな変化は無いとのことであったため、平成26年度については、遺伝資源に係る国内制度の運用状況、遺伝資源の提供に関する実績等について調査を行った。平成25年度調査の結果も含めて示すと以下の通りである。

(1) 遺伝資源の保全・利用状況

INIAP(Instituto Nacional Autonomo de Investigaciones Agropecuarias)はローランド、ハイランド、アマゾン、ガラパゴス諸島に合計7つの試験場を有し、農業と森林に関する研究を行っている。遺伝資源については、ジャガイモ500アクセションをはじめとして、野生種トマト、アンデスの根塊作物、36系統のトウモロコシ、豆類、ピーマン、キュウリ、チェリモヤ等である。

INIAP傘下のジーンバンクは最大の実験ステーションであるセントカタリーナに位置しており、21,000の標本を有している。標本の60%は評価済みである。

また、地方政府と共同でBio-knowledge gardenを設置し、地域の固有種の保全に努めている。

(2) 遺伝資源に係る国内制度の内容及び運用状況

エクアドルはアンデス共同体(CAN)決議391号に準拠した形で独自の手続きを有している。遺伝資源の利用を規定しているのは大統領令905であり、適用範囲としては「エクアドルを原産とするもの及びそこからの派生物」となっている。ただし、①人体に係る遺伝資源と派生物、②先住民コミュニティの間で取引されている遺伝資源、③ITPGRの附属書Iに含まれる品種、④研究・学術目的での使用は除くこととなっている。

エクアドルでは、国が利益配分の割合について交渉し契約する権利を持っており、動植物資源の場合は、利益配分比率が一律50%に設定されているとのことである。

(3) 遺伝資源関係組織の概要

全ての遺伝資源利用に関する許可、交渉、調印は環境省の管轄となり、国内の窓口は一本化されている。ただし、環境省は、遺伝資源利用の申請内容を評価するに際して、以下の機関から意見を聞くことができる。

- 環境省：陸上の野生種(動物・植物・微生物)、自然公園内の遺伝資源。(全体統括も担う)
- 農業牧畜養殖業者省(MAGAP)：外局の水産研究所は水生生物、INIAPは栽培種植物。
- 国家高等教育科学技術庁(SENESCYT)：研究素材として使われているもの全て。(具体的に対象となる研究は記載されている)
- 民衆社会運動市民参画庁(SPPC)：先住民族の伝統的知識に係る遺伝資源
- 知的財産権研究所(IEPI)：知的財産に係る遺伝資源

(4) 遺伝資源の提供等に関するこれまでの対応実績

エクアドルでは、これまでに 20 件の許可申請を受け付けたが、実際の運用にまで至った例はない。現在 1 件が最終段階まで来ているが、ここまで来るのに 2 年を要している。

(5) 取得の同意に関する制度

大統領令 905 号を具体的に運用するためにフローチャートが作成されており、それに従って PIC の取得を行う。なお、外国機関が単独で申請することはできず、エクアドル国内の研究機関等との共同研究が求められる。

2.1.4 次年度以降の考え方

エクアドルは平成 24 年度から訪問を続けているが、遺伝資源の提供実績が良好でないこと、利益配分比率が非常に高いことなどを勘案し、次年度以降の関係構築については再検討の必要がある。

2.2 ロシア

2.2.1 情報収集の経緯

ロシアに対しては、昨年度に引き続き 2 月にバビロフ研究所を訪問した。バビロフ研は遺伝資源について非常にオープンであり、我が国の研究者・企業との連携についても積極的であることから、3 月に関係者を日本に招聘して、今後の進め方について交渉を行った。

時期	場所	活動・交渉内容
H27.2	ロシア	●ロシア訪問 ➤ 今後の日露間の協力関係の構築について意見交換。 ➤ 平成 27 年 3 月の訪日を依頼。
H27.3	日本	●関係者招聘 ➤ 日本側関係者（種苗メーカー、研究者等）を集めてワークショップを実施。 ➤ 今後の日露間の協力関係構築について意見交換。

2.2.2 情報収集の記録

(1) 2015 年 2 月訪問

1) スケジュール

ロシアに対しては、バビロフ研究所のみを訪問対象として、ズーベンコ所長をはじめ、様々な部門のスタッフと面談を行って情報収集を行い、共同研究の進め方等について意見交換を行った。

日付	訪問先
----	-----

2015年2月2日(火) ～2月6日(金)	● N.I. Vavilov Research Institute of Plant Industry
--------------------------	---

2) 参加者

以下の専門家を派遣して行った。

氏名	所属
二村聡	ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ

(2) 2015年3月来日

2月にバビロフ研究所を訪問してズーベンコ所長に面談した際に、我が国への招聘依頼を行い快諾された。その後、詳細な日程を検討し、3月11日～13日の日程で我が国へ招聘することとなった。

1) スケジュール

初日に農業生物資源研究所を訪問し、2日目、3日目に会談を行った。また、3月12日には、コンソーシアムメンバー等、ロシアの遺伝資源に興味がある研究者、種苗メーカー等が参加してワークショップを開催した。

日付	予定
3/10	日本到着
3/11	農業生物資源研究所視察
3/12	10:30 農林水産省会談 14:00 ロシア-日本共同研究推進に向けたワークショップ(農林水産省)
3/13	10:30 農林水産省会談
3/14	帰国

2) 招聘者

ロシアバビロフ研究所のニコライ・ズーベンコ所長、及びシニアリサーチサイエンティストのエレーナ・ズーベンコ氏を招聘した。

Name	Title	Organization
Dr. Nikolay Dzyubenko	Director General	N.I. Vavilov Research Institute of Plant Industry
Dr. Elena Dzyubenko	Senior Research Scientist	Department of Perennial Forage Plants, VIR

2.2.3 遺伝資源の利用と法制度整備状況

(1) 遺伝資源の保全・利用状況

ロシアのバビロフ研究所は約 32 万アクセションの遺伝資源を保存している世界有数のジーンバンクである（保存数は世界 4 位）。保存している遺伝資源はロシア国内だけでなく、世界各国から収集したものである。主な作物としては、コムギ、コメ、トウモロコシ等がある。

(2) 遺伝資源に係る国内制度の内容及び運用状況

ロシアは現在、生物多様性条約には批准しているが、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約には、批准しておらず、また、生物多様性条約に基づく国内法も整備されていない。植物遺伝資源に関する法制度については、現在整備中であるが、調整に時間がかかっており、すぐに成立する見通しはない。

(3) 遺伝資源関係組織の概要

植物遺伝資源に関しては、バビロフ研究所が大きな権限を有しており、旧ソビエト連邦諸国における探索等も可能となっている。

(4) 遺伝資源の提供等に関するこれまでの対応実績

バビロフ研究所で保存されている遺伝資源へのアクセスは容易であり、これまで数多くの配布実績がある。ただし、遺伝資源の取得については交換が原則である。

(5) 取得の同意に関する制度

現在はロシアの国内措置を検討している段階であるが、従来の制度の中には PIC 等の取得に関する明確なルールは定められていない。なお、当該法制度が整備されたとしても、植物遺伝資源に対するアクセスは現在と大きくは変わらない見通しである。

2.2.4 次年度以降の考え方

ロシアについては、遺伝資源のアクセスにはオープンであるものの、中小種苗メーカーの立場では、躊躇してしまうことが考えられる。そこで、本事業が間に入り、同じ意識を持っているメーカー同士が連携することで、特に中小メーカーが参加する研究を活発化できる可能性がある。

従って、次年度以降、ロシアバビロフ研究所とは積極的な関係を築いていくべきであると考えられる。

2.3 ベトナム

2.3.1 情報収集の経緯

ベトナムについては、本年度から調査を開始しているが、これまでに「海外植物遺伝資源アクセス円滑化事業」等に関係を築いている。本年度事業では、過去のこれらのプロジェクトを実施した研究者とともに訪問し、ベトナムの法制度（許認可機関）の確認、遺伝資源情報の整備状況、ベトナムの遺伝資源について情報収集を行った。

2.3.2 情報収集の記録

(1) 2014年12月訪問

1) スケジュール

12月12日にベトナム国立農業大学及び果樹野菜研究所を訪問した。

日付	訪問先
2014年12月12日(金)	<ul style="list-style-type: none">● Vietnam National University of Agriculture● FAVRI (果樹野菜研究所)

2) 参加者

当事業からは、以下の専門家が参加している。

氏名	所属
二村聡	ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ

2.3.3 遺伝資源の利用と法制度整備状況

(1) 遺伝資源の保全・利用状況

ベトナムに興味をもっている民間企業は、野菜の育種が中心であるため、本年度調査ではFAVRI(Fruits and Vegetable Research Institute)を訪問した。本研究機関はベトナム国内に18あるVietnam Agricultural Research Instituteの1つであり、キュウリについては500アクセシオンを有している。

(2) 遺伝資源に係る国内制度の内容及び運用状況

ベトナムは名古屋議定書に批准しており、2014年10月12日をもって、ベトナム国内で発効している。なお、遺伝資源へのアクセスについては、2009年7月に発効した「生物多様性法」にて規定されている。

ただし、実際の運用に関しては、権限のある機関について、国レベル、地方行政区、コミューンレベルでの委員会や制度が十分整備されているとは言えず、生息域内にある遺伝資源へのアクセスには課題が残る。

(3) 遺伝資源関係組織の概要

「生物多様性法」を所管しているのは、天然資源環境省であるが、生物多様性法では、政府はライセンスを付与する権限や手続きについて定めることとされている。ただし、これらが現時点で十分に整備されているとは言い難い状況である。

(4) 遺伝資源の提供等に関するこれまでの対応実績

生物多様性法のスキームを動かしての遺伝資源の提供についてどの程度の実績があるかは不明であるが、運用するための整備が十分にされていない状況に鑑みると、実績が豊富にあるとは考えられない。

(5) 取得の同意に関する制度

遺伝資源にアクセスするためには、事前に遺伝資源へのアクセス登録、遺伝資源を有する者とのアクセス及び利益配分についての契約締結を行ったうえで、申請手続きを行うことが必要であるとされている。

2.3.4 次年度以降の考え方

ベトナムについては、本年度、「植物遺伝資源の賦存状況調査」と併せて調査を実施した。日本からも民間種苗メーカーの育種担当者等が7名同行しており、いずれもベトナムの遺伝資源に対して高い関心を持っていた。

上記の点から、民間企業の関心も高く、植物遺伝資源の賦存状況調査との相乗効果も期待できることから次年度以降も積極的に取り組んでいくべきであると考えられる。

第3章 植物遺伝資源の賦存状況調査等

3.1 ベトナム

3.1.1 情報収集の経緯

ベトナムについては2014年に3回訪問して現地調査を行った。そのうち、2014年5月の訪問では、Plant Resources Centerでの評価試験の実施状況の最終調査を行った。2014年9月にはベトナム国家農業大学（7月にハノイ農業大学から改称）を訪問し、新規に現地評価試験の実施に当たっての情報収集と試験の実施についての交渉を行った。2014年12月には研究機関の見学会とワークショップを開催した。

3.1.2 調査の記録

(1) 5月訪問

1) スケジュール

日付	訪問先
2014年5月9日	FAVRI (Fruit and Vegetable Research Institute) -ワークショップ開催。 PRC(Plant Resources Center)

2) 調査者

氏名	所属
執行 正義	山口大学農学部生物資源環境科学科教授
殿岡 裕樹	山口大学ライフサイエンス支援室リサーチ・アドミニストレーター

3) 調査結果

- FAVRI と PRC におけるウリ科遺伝資源の特性評価実施状況の視察を行った。
- PRC は大規模遺伝資源を有しており、ラフな病害抵抗性1次スクリーニングには最適。
- FAVRI は、卓越した栽培技術を有しており、精度の高い2次スクリーニングが可能。

(2) 9月訪問

1) スケジュール

日付	訪問先
2014年9月17日	ベトナム国家農業大学 (Vietnam National University of Agriculture: VNUA)
19日	カントー大学 (Can Tho University: CTU)
20日	果樹野菜研究所 (Fruit and Vegetable Research Institute: FAVRI)

2) 調査者

氏名	所属
執行 正義	山口大学農学部生物資源環境科学科教授
殿岡 裕樹	山口大学ライフサイエンス支援室リサーチ・アドミニストレーター
戸栗 敏博	JATAFF イノベーション事業部

3) 調査結果

- ▶ ベトナム国家農業大学には数種の野菜の遺伝資源が北部の山地～中低地から収集され、保存されている。また大学には植物病理の専門家がおおり、現地での評価試験を実施する上での環境が整備されている。
- ▶ カントー大学には野菜の遺伝資源数は少ないが興味深い遺伝資源があり、在来野菜も多数あったので、高温多湿地域での遺伝資源の採集や評価場所として有望である。

(3) 12月訪問

1) スケジュール

日付	訪問先
2014年12月12日	ベトナム国家農業大学 (Vietnam National University of Agriculture) FAVRI (Fruit and Vegetable Research Institute)

2) 調査者

氏名	所属
執行 正義	山口大学農学部生物資源環境科学科教授
戸栗 敏博	JATAFF イノベーション事業部
種苗メーカー	9社10名

3) 調査結果

- ▶ ベトナム国家農業大学との野菜の共同評価について、その実施状況を現地調査により把握して、情報交換を行った。
- ▶ 同行した種苗メーカーからは、評価内容について高い関心が寄せられた。

3.2 インドネシア

3.2.1 情報収集の経緯

2014年12月に野菜の遺伝資源に関する共同評価について、インドネシアのボゴール農業大

学及びガジャマダ大学の野菜関係の研究者を訪問して意見交換を実施した。

3.2.2 調査の記録

(1) スケジュール

2014年12月22日	ボゴール農業大学(Bogor Agricultural University)熱帯園芸研究センター (CTHS)
23日	ボゴール農業大学(Darmaga 地区)、ボゴール植物園
24日	ガジャマダ大学(Gadjah Mada University)農学部
25日	ジョグジャカルタ近郊の農場

(2) 調査者

氏名	所属
執行 正義	山口大学農学部生物資源環境科学科教授
戸栗 敏博	JATAFF イノベーション事業部

(3) 調査結果

- ボゴール農業大学及びガジャマダ大学は、野菜の有望な遺伝資源を保有している。
- 日本との共同評価への期待感を表明しているが、両大学とも共同研究の開始には MOU (研究機関同士の簡便な MOU) の締結が前提になる。

3.3 ミャンマー

3.3.1 情報収集の経緯

2015年1月に野菜の遺伝資源および品種に関する共同評価について、ヤンゴン近郊にある農業局傘下の2箇所の研究機関を訪問して情報交換を実施した。

3.3.2 調査の記録

(1) スケジュール

2015年1月13日	野菜果樹研究開発センター (Vegetable & Fruit Research & Development Center)
14日	植物バイオテクノロジーセンター (Plant Biotechnology Center)

(2) 調査者

氏名	所属
執行 正義	山口大学農学部生物資源環境科学科教授
戸栗 敏博	JATAFF イノベーション事業部

(3) 調査結果

- 農業局傘下の研究機関（野菜果樹研究開発センターおよび植物バイオテクノロジーセンター）を訪問し、研究概要や遺伝資源の保存状況を調査した。野菜等で有望な遺伝資源を保有していることを確認した。
- 日本との共同研究については前向きであるが、そのためには研究機関同士の MOU の締結が前提とのことであった。

第4章 コンソーシアム等の拡充及び平成 26 年度遺伝資源取得計画の策定

4.1 コンソーシアム会議の拡充

昨年度に引き続き、「農林水産分野における遺伝資源利用促進に関する勉強会」を運営し、コンソーシアム会議の拡充に努めた。昨年度末よりメンバーが 9 名増加し、70 名となった。

4.2 コンソーシアム会議の実施

本年度調査では、全体会議を 2 回開催すると共に、具体的な国に対して交渉を進めるため、ペルーについて遺伝資源コンソーシアムを立ち上げ、ペルー遺伝資源コンソーシアム準備会を 1 回開催した後、企業・団体として正式に参加するペルー遺伝資源コンソーシアム設立準備委員会を立ち上げて、3 回の会合を開いている。この会合の中で、ペルーに対する具体的な提案や利益配分の考え方、組織体制等について議論したうえで、遺伝資源取得計画の策定を行った。

また、ペルーに続くコンソーシアム設立を目指して、スリランカとロシアについて勉強会を開催した。これらは主に両国の遺伝資源の内容や共同研究のテーマ等を示すことで、これらの国との連携に対する意識醸成を図ることを目的としたものである。

(1) 全体会議

1) 第 1 回全体会議

① 日時・場所

平成 26 年 6 月 3 日(火) 15:00~17:00

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社社会議室

② 議題

■報告事項

- 本年度の事業内容について
- 各国との交渉・調査状況
- 本会議の運営について
- 遺伝資源の利用促進手引きについて

■討議事項

③ 主な意見・やり取り

事務局より、本年度の当事業の全体計画、具体的な事業内容等について説明した上で、昨年度事業における各国との交渉状況（一部本年度の取り組みも含む）について、情報提供を行った。さらに、本会議の位置づけや、将来的な個別コンソーシアムの運営について事務局側の案を提示した。

また、本事業で平成 25 年度に作成した手引きの改定についてコンソーシアムメン

バーに対して協力を要請した。

それに対して、コンソーシアムメンバーからは、以下の質疑・要望が寄せられた。

(全般について)

- ・それぞれの国にどんな遺伝資源があるかを提示してもらえれば判断ができる。具体的にはどのようなクロープがあって、どんな特性があるか等。
- ・農業生物資源研究所が進めている PGR Asia と連携して進めていくべき。
- ・遺伝資源のアクセス承認をもらえる国のリストが欲しい。

(インドネシアについて)

- ・公的なジーンバンク・大学等が保有する遺伝資源であれば利用できるということであるが、どのようなものがあるかわからなければ判断できない。
- ・in-situ の探索はできないのか？

(ペルーについて)

- ・ペルーは民間企業に対しては対価を要求するのではないか。
- ・ペルーに興味をもつコンソーシアムメンバーから、ペルーについては花と野菜をセットにして合意が取れるようにしたいとの提案があった。

2) 第 2 回全体会議

① 日時・場所

平成 27 年 3 月 18 日(水) 14:00~16:00

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社社会議室

② 議題

■報告事項

- 各国との交渉・調査状況

■討議事項

③ 主な意見・やり取り

本年度、これまでに実施した各国との交渉状況について、特に大きく動きのあった、ペルー、スリランカ、ロシアを中心に説明した。特に、一時プロジェクトを凍結することとなったペルーについては、コンソーシアムメンバーから、様々な質問、情報提供等があった。

ロシアについては、これまでのバビロフ研究所との共同研究等について情報提供が行われた。また、コンソーシアムメンバーからは、バビロフ研究所は、探索協力できるという点を活用したいとの意見があった。

コンソーシアムメンバーより、国別の情報等を提供して欲しいとの要望があった。それらは公的な情報はもちろんであるが、実際に交渉をした際の体験に基づく生の情報を知りたいとのことであった。

(2) 個別会議

1) ペルー

① ペルー遺伝資源コンソーシアム準備会（第1回会合）

日時：2014年6月27日（金）10:00~12:00

会場：千葉大学

議事：

- JICA 事業応募の状況について
- ペルーとの交渉方針（意見交換）
- コンソーシアム設置準備（意見交換）

② ペルー遺伝資源コンソーシアム設立準備委員会（第1回会合）

日時：2014年9月4日（金）13:00~15:30

会場：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社会議室

議事：

- ペルー遺伝資源コンソーシアム設立準備委員会の設置及び運営について
- 関連事業の概要と本準備委員会について
- 委員の自己紹介等
- 今後の活動内容について
- 広報対応について
- ペルーとの交渉方針及びキャパシティビルディングについて

③ ペルー遺伝資源コンソーシアム設立準備委員会（第2回会合）

日時：2014年10月23日（木）14:00~15:30

会場：STANDARD 会議室・神谷町

議事

- ペルーミッション報告
 - ・ペルー訪問協議報告
 - ・利益配分について
 - ・INIA 試験場訪問報告／現地で収集した植物写真の紹介
 - ・ペルー（INIA）での講義報告（キャパシティビルディング）
- コンソーシアム設立に向けた今後の活動スケジュールについて
 - ・今後の活動スケジュール（案）
 - ・関連事業（JICA）の進捗状況

④ ペルー遺伝資源コンソーシアム設立準備委員会（第3回会合）

日時：2015年2月3日（火）13:00~15:30

会場：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社社会議室
議事

●ペルーに関する現状報告

- ・これまでのペルーミッションの経緯と現状報告

(2)ペルーに対する今後の働きかけの方向性（討議）

- ・対象作物について
- ・連携機関について
- ・協力関係構築の進め方について
- ・3月ペルー訪問について

●今後のコンソーシアム運営について（討議）

- ・ペルー遺伝資源コンソーシアムの運営について
- ・JICAプロジェクトの運営について

2) スリランカ

① スリランカ勉強会

日時：2014年11月25日（火）14:00~16:30

会場：メルパルク京都

プログラム

●交渉担当者からの紹介

①はじめに／スリランカの概況紹介

菌 巳晴 専門研究員（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

②スリランカ農業研究機関とこれまでの交渉について

二村 聡 社長（ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ）

●講演

①日本との協力関係に向けた期待等：病害防除研究と耐病性育種の現状と課題を踏まえて

K.P. Somachandra 副所長（スリランカ農業局地域農業研究センター）

②スリランカにおける野菜遺伝資源の可能性について：現地視察を踏まえて

執行 正義 教授（山口大学農学部）

●全体質疑・意見交換

3) ロシア

① ロシア勉強会

日時：2015年3月12日（木）14:00~16:30

会場：農林水産省

プログラム

- あいさつ 農林水産省環境政策課
- バビロフ研の紹介及びロシアの ABS 関連法案の検討状況について
Nikolay Dzyubenko, Director General of the N.I. Vavilov All-Russian Institute
of Plant Genetic Resources (VIR)
- バビロフ研と日本とのこれまでの関係について
山田実氏（海外植物遺伝資源活動支援つくば協議会副理事長）
- 質疑応答、意見交換

第5章 国内ワークショップの開催

5.1 ワークショップ概要

(1) 名称

Third International Workshop on Conservation and Sustainable Use of Genetic Resources :Toward the Progress of Commercial Breeding in Resource Countries

(2) 実施の目的・ねらい

- ① 農業・園芸分野において資源国が我が国と協力関係を構築し、ABS を実現できるようにするための方策、特にマーケットニーズに合致した商業化に結び付く実用的な育種を推進する必要性と、これに対する我が国民間セクターの協力可能性を提案することで交渉を促進する。
- ② この観点から植物育種の国際協力の推進（植物遺伝資源の国際交換や育種・研究の推進）に際し、現実に機能する制度構築が必要であることについて認識を共有する。
- ③ これにより、各資源国内における制度整備・見直しの議論や、関連条約における国際的議論において、農業部局が適切な対応ができるよう能力構築を行う。

(3) 招聘者

- 利用促進事業交渉国（インドネシア、ラオス、スリランカ）の農業部局職員（研究行政官、農業部局所管研究機関の上級職員など）から各国2名ずつ招聘。

(4) 日程

- 2015年1月29日（木）～1月31日（土）
（1月27・28日は能力開発事業によるキャパシティビルディングを実施）

(5) プログラム概要

<p>1/29 (木) 東京国際フォーラム ガラス棟 G510 会議室</p>	<p>10:00 10:30 11:00</p>	<p style="text-align: right;">司会：二村氏</p> <p>■利用促進：国際 WS</p> <p>【午前：10:00～11:30】</p> <p>☆ 資源国側のプレゼン（花、野菜の育種・研究における民間連携に関連して特に関心のある品目と抱えている問題点・課題）</p> <p>※1ヶ国 30分</p> <p>プレゼン1：インドネシア プレゼン2：ラオス プレゼン3：スリランカ</p> <p style="text-align: center;">＜休憩＞</p> <p>【午後：13:30～16:00】</p> <p>☆ 情報・意見交換（日本側からの協力可能性の提案・応答等，ファシリテーター：二村氏）</p> <p>※事前に種苗会社から匿名で資源国側への提案事項を収集し、適宜、司会者から資源国側に提示</p> <p>☆ まとめ</p>
<p>1/30 (金) 見学</p>		<p>横浜植木(株)菊川研究農場 サカタのタネ掛川総合研究センター</p>
<p>1/31 (土) 見学</p>		<p>箱根芦之湯フラワーセンター</p>

5.2 ワークショップの成果

ワークショップでは、参加国のニーズや共同研究テーマについてプレゼンテーションを行った。その後日本側のメンバーと共に、これら共同研究を進めるためにはどのような条件を整える必要があるかについて意見交換を行った。

日本側、招聘国側の双方とも、今後は途上国が資源の提供者で先進国が技術の提供者となり、何らかの利益配分を行うという従来型の垂直的協力関係ではなく、両者が資源と技術を持ち寄って協力関係を構築する水平的協力関係が重要になるとの認識で一致した。

第6章 国内遺伝資源利用者への海外遺伝資源アクセスと利益分配に関する情報提供

6.1 概要

平成 25 年度事業では、検討会での議論等を通して、「植物遺伝資源の取得・利用手引き」（以後、手引きという）を作成し、β版として公表した。また、東京・大阪で説明会を開催し、遺伝資源利用者に対して、海外植物遺伝資源へのアクセスと利益分配に関して情報提供を行った。

本年度事業では、β版として公開した手引きを改訂すると共に、過年度に引き続き説明会を開催して、海外の植物遺伝資源へのアクセスと利益分配についての周知に努めた。

6.2 海外遺伝資源利用促進ワークショップ

6.2.1 海外遺伝資源ワークショップ開催概要

(1) 開催日時・会場

本年度は以下の 4 会場で実施した。

開催地	日時	会場
仙台	3 月 5 日 (木) 14:00～16:00	HUMOS 5 仙台駅前会議室 8F(大) (仙台市青葉区中央 1- 10-1)
東京	2 月 13 日 (金) 10:00～12:00	ヒューリックカンファレンス 3F Room1 (台東区浅草橋 1-22-16 ヒューリック浅草橋ビル)
名古屋	2 月 12 日 (木) 13:30～16:00	イオンパ ^ス 名古屋駅前会議室 5F (名古屋市中村区椿町 18-22 ロータスビル)
岡山	3 月 6 日 (金) 14:00～16:00	岡山コンベンションセンター 402 会議室 (岡山市北区駅元町 14-1)

(2) プログラム

プログラムについては、以下の通りである。本年度事業では検討会での議論を経て、名古屋議定書発効に向け、今現在できると思われるリスク低減策について提示した。我が国は名古屋議定書を批准しておらず、国内措置は検討中であるが、こうした中でリスクを低減できる方策について、今提示できる範囲で示した。

また、本年度事業の目的の一つである、手引きの改訂に向けて参加者から意見聴取を行い、改訂作業にフィードバックした。

全体司会：◎東京,名古屋：森口 洋充 主任研究員

◎仙台,岡山：土方 直美 専門研究員

内容	講演者等	時間
1. はじめに	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) ◎東京,名古屋：森口 洋充 主任研究員 ◎仙台,岡山：藺 巳晴 専門研究員	5分
2. 講演・情報提供		
① 遺伝資源ABS：資源国の現場から	(株)ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ 二村 聡 代表取締役社長	20分
② 名古屋議定書の発効と いまできるリスク低減策	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 藺 巳晴 専門研究員	25分
③ 農林水産省の遺伝資源利用 促進支援施策	農林水産省大臣官房環境政策課 地球環境対策室 ◎東京：吉井 美穂子 係員 ◎仙台,名古屋：山本 昭夫 課長補佐 ◎岡山：高田 宏樹 係員	15分
(休憩) ※質問票の記入		15分
3. 意見交換会 植物育種・研究と名古屋議定書、 今後の対応に向けて	<登壇者> 全講演者（東京は山本補佐を含む） <ファシリテーター> ◎東京,名古屋：森口 洋充 主任研究員 ◎仙台,岡山：藺 巳晴 専門研究員	50-60 分

※ 名古屋会場では上記に加え2. 冒頭で講演「ABS問題を根底から理解する」（講演者：山本昭夫課長補佐）を実施

※ 仙台会場、岡山会場ではワークショップ終了後に個別質問・相談会を実施

※ 講演①②の資料については、巻末参考資料を参照。

6.2.2 開催結果

(1) 参加者数

参加者数は以下の通りであった。仙台・名古屋会場において参加者数が少なかったのは、地方の研究機関の担当者が東京の本部の知財担当者とともに東京での参加を希望される場合が相当数あったことも要因であると考えられる。

● 合計 97名

◇ 仙 台： 10名

◇ 東 京： 61名

◇ 名古屋： 5名

◇ 岡山： 21名

(※個別質問・相談会：仙台2名、岡山2名)

(2) 主な質問

<仙台会場>

(育種・研究現場でお困りの点、不明点等)

- ◇ 海外の研究機関・研究者等から植物種子を取得する際、先方の国の許可 (PIC) が必要かどうかはどのように調べたらよいか。(取得先が知らないケースが多いので)
- ◇ 過去に海外から導入した遺伝資源 (MAT, PIC 不明) について、育種母材として利用する (している) 場合の行うべき対応について知りたい。
- ◇ 海外の遺伝子で育種した品種を種苗登録した場合、その品種を交配に使用する際の扱いについて。
- ◇ ジーンバンクのような保存機関から購入した場合の扱いについて。
- ◇ 海外ジーンバンクにある資源の特性解明等が予算化されるようだが、現在のつくばのジーンバンク等が保有するものについてもお願いしたい。(リストを見ても、有用な特性がわからず利用できない。)

(名古屋議定書や国内措置の検討等の質問・意見等)

- ◇ 遡及性について、提供国から否定されることを、確認できる見通しはあるのでしょうか。

(その他の質問・意見・コメント等)

- ◇ CBD、NP が育種の足かせにならない様にこちらも準備しておきます。

<東京会場>

(育種・研究現場でお困りの点、不明点等)

- ◇ 相手国からの返事がない又は非常に遅い。
- ◇ National focal point が十分に機能していない国との対応方法などについて知りたい。
- ◇ 海外での市販品種を育種に利用する場合の対応方法。
- ◇ 海外から購入した種子を育種利用した場合の目的外利用に不安を抱いています。問題化した実例等あれば、お教え下さい。
- ◇ どこまでが利用可能でどこからが利用不可能のかの線引きが不明。少なくとも

「これは利用可能」というものがあれば、ありがたい。

- ◇ 利益配分の具体的な契約条項内容。
- ◇ ITPGR で現在対象外となっている品目が、これから先対象となることはあるのでしょうか。
- ◇ 提供国研究者がある程度精製したものの、さらに高度の分析（NMR 等）や活性機能研究を依頼された日本の大学は PIC 取得等すべきでしょうか。
- ◇ 日本の遺伝資源(品種)の海外に於ける保護（本邦企業との連携での、海外での日本品種の販売）。

（名古屋議定書や国内措置の検討等の質問・意見等）

- ◇ 締結がいつ頃になるのか。
- ◇ 国内措置の最新の検討状況について何か情報があれば教えていただきたい。
- ◇ ITPGR の動きに関して情報が無い。
- ◇ 対応が遅い。すばやくすれば世界をリードできるのに EU などに比べ出遅れている。
- ◇ 対象となる遺伝資源の範囲はどのように考えていますか？
- ◇ 取引を行おうとしている相手国の PIC と日本の国内措置との間で折り合いのつかない部分が生じた場合、その都度当局同士の交渉がなされる形になるのでしょうか。そうすると、相手国によって国内措置の形は変化するのでしょうか。

（その他の質問・意見・コメント等）

- ◇ 大学では、植物育種分野以外にも、生物多様性条約の対象となる研究分野があり、研究分野によっては、相互に合意する条件も異なるのではないかと考えます。植物育種分野で特徴的な条件や、提供者との交渉に際して注意が必要な点があれば、ご教示いただけますと幸いです。
- ◇ ITPGR 非締結国にある附属書 1 内の作物に関し、育種を希望する場合はどうなるのだろうか。
- ◇ 日本が資源提供する場合も同様に考えれば良いのでしょうか。
- ◇ 文科省、農水省、経産省など省ごとにバラバラに対応しているように感じる。

<名古屋会場>

（育種・研究現場でお困りの点、不明点等）

- ◇ 途上国等において、遺伝資源の取り扱いについて、国内法令が定まっていない国との交渉は中小種苗企業では困難。何らかのつてが必要かと。
- ◇ 遺伝資源の対象となるものはどういったものか。
- ◇ 野生種と栽培種との間で手続き上の違いはあるのか。

(名古屋議定書や国内措置の検討等の質問・意見等)

- ◇ 遺伝資源を名古屋議定書発効前より前に取得したとの傍証について、具体的な方法を教えてほしい。
- ◇ オランダ、ドイツの種苗業界が主張したように、日本国内で名古屋議定書が立ち上がった場合、遺伝資源利用のモニタリングを付加しての種子販売はかなり困難が伴うかと思われる。

(その他の質問・意見・コメント等)

- ◇ 海外遺伝資源の法的な事柄などに疎いので、このような勉強会は非常にありがたい参考になります。

<岡山会場>

(育種・研究現場でお困りの点、不明点等)

- ◇ 身近な海外産植物(ex.洋ラン、イチゴ、熱帯果樹等)についても、育種の利用時に影響がありますか。(基本的な質問で申し訳ありませんが)
- ◇ 海外の種苗会社から購入した資源を用いて育種を行う場合の注意点はありますか。
- ◇ 日本から苗を出す際の、日本国政府の PIC は不要ということによろしいでしょうか。

(名古屋議定書や国内措置の検討等の質問・意見等)

- ◇ NP 発効前に取得、導入した遺伝資源を“既を持っていることの傍証”というのは、具体的にどんな情報を、どのような形で用意すればよいのでしょうか。
- ◇ NP 発効前に取得した遺伝資源についてすでに持っていることの傍証の事例や整理する場合のフォーマットはどのようなものか。
- ◇ 遺伝資源を議定書発効以前に取得したことの傍証とは具体的にどのようなものですか。文書が一切ない場合はいかがですか。
- ◇ 生物資源大国、USA、ロシア、中国の取り組み、考えはどうか。名古屋議定書、生物多様性条約に対して。
- ◇ 名古屋議定書のデメリットは少ないように感じられたが、締結国が少ないように思いました。
- ◇ 日本が名古屋議定書に署名した理由は、資源国が締結国に対して、安心して資源の提供ができるというメリットの方が、資源の利用に際して何らかの国内措置を取らねばならないというデメリットよりも大きいと判断したからという解釈で

<p>よろしいでしょうか。</p> <p>◇ 名古屋議定書が締結される直前に、遺伝資源の二国間移動がラッシュになる恐れがあるのかと疑問に思いました。</p> <p>◇ 利用国側の遺伝資源利用のモニタリングとは、具体的にどういうことなのか。</p> <p>◇ ITPGR とそれ以外の遺伝資源の違いは何でしょうか。</p> <p>(その他の質問・意見・コメント等)</p> <p>◇ 日本の遺伝資源を海外の国が利用した場合、技術提供や利益分配はどうなっているのか疑問に思いました。</p> <p>◇ 無知な自分だったが、ABS が問題になっている背景などを知れて、とても勉強になった。興味深いお話をありがとうございました。</p>
--

(3) 評価

(参加者アンケート [回収 66ss(仙台 10,東京 31,名古屋 5,岡山 20)])

【理解度】 N=66

	よく理解できた	まあ理解できた	あまり理解できなかった	全く理解できなかった	無回答
ワークショップの内容の理解度	43.9% (n=29)	47.0% (n=31)	0.0% (n=0)	0.0% (n=0)	9.1% (n=6)

【参考度】 N=66

(参考度)	とても参考になった	まあ参考になった	あまり参考にならなかった	全く参考にならなかった	無回答
遺伝資源 ABS : 資源国の現場から	62.1% (n=41)	34.8% (n=23)	0.0% (n=0)	0.0% (n=0)	3.0% (n=2)
名古屋議定書の発効といまできるリスク低減策	56.1% (n=37)	39.4% (n=26)	0.0% (n=0)	0.0% (n=0)	4.5% (n=3)
農林水産省の遺伝資源利用促進支援施策	40.9% (n=27)	53.0% (n=35)	0.0% (n=0)	0.0% (n=0)	6.1% (n=4)
意見交換会	47.0% (n=31)	19.7% (n=13)	0.0% (n=0)	0.0% (n=0)	33.3% (n=22)

6.3 植物遺伝資源の取得・利用手引きの改訂

(1) 手引きの改訂について

本年度事業では、検討委員会、一般意見聴取、海外遺伝資源利用促進ワークショップ等を通して、手引きに対して広く意見を聴取し、その結果を反映して手引きの改訂を行った。

(2) 意見募集結果（平成26年6～7月実施）と対応案

No.	該当箇所	分類	意見内容	対応案
1		追加要望	提供国の政府に確認することが必要ということはわかりましたが、相手国の政府の、どんな機関に、どうやってコンタクトを取るのかわからないと思います。国によって違うので、一概には言えないと思いますが、たとえば、日本では、とか、アメリカでは、とか、インドでは、とか、数カ国を事例として挙げていただければよいかと思いました。	現状では各国情報について、正確かつ最新の情報を提供することがなかなか難しいのが実情である。代替策として、総合窓口Webサイトで今後、農水省が適宜把握できた範囲で情報提供を図っていく（他省庁の情報提供・普及啓発施策との連携も検討）。
2		追加要望	これまでに導入に関してトラブルが起こった事例の紹介もあれば、嬉しいです。特にこういう点に気をつけないといけないんだな、ということが分かると思います。	トラブル事例は事実関係や詳細を当事者に確認・調査し、またこれを公表することも難しいため、調査等の可能性について今後の課題とする。
3		その他	具体的な事例はジーンバンクのような機関ではなく、種苗会社とか育種家の方で、これまでに、導入しようとした経験がある方、導入しようとして失敗した方とかから、聞き取りいただけると、有用な情報が得られるかもと思いました。	植物育種分野におけるABS成功事例は数が少ないため、今後の事例の蓄積（利用促進事業の成果が得られた場合はこれを含む）や成功事例情報の収集を今後の課題とする。
4	5-6頁	追加要望	特に、ITPGR STMA 以外での導入となると、具体的な進め方がわからない。 契約に至るまでの事務連絡（、交渉）のための英文（例）などが示され、条件別にすべきことが明確になるフローチャート等が提示されると、使いやすいものになるかと思っておりますのでご検討頂ければ幸いです。	フローチャート作成については昨年度検討会における議論の結果、農林水産分野における遺伝資源の取得・利用パターンが利用者属性に応じ異なり多様であることや、制度面の観点から選択肢を分岐するフローチャートがミスリードする可能性等が指摘され、現状での作成は時期尚早とされた。 本手引きは植物育種分野において特に初心者向けの入門となりうるものとするを意図しており、従前方針を踏襲することとする。今後の課題として、日本における植物育種分野におけるABS成功事例やベストプラクティス（今後の利用促進事業の成果を含む）の蓄積に基づく体系化によりフローチャートや各種ツールの整備を行うことを検討する。
5	全体	修正意見	PIC、MAT、ABSなどの英略について、日本語で解説があるのは助かるが、略していない英表記の記載があると、理解が深まり、英略も覚えやすいと思います。	各章の初出等に略していない英語表記を追記修正する。
6	4頁	修正意見	この段階で、PICについて言及は必要ないでしょうか？とくに、下の図において。	昨年度検討会における議論の結果、特に初心者向けに作成する「海外の植物遺伝資源を用いて育種するには」の説明では、PIC、MAT等のABS用語を極力回避し平易に提示することとしたことから、この方針を踏襲することとする。
7	7頁	修正意見	ITPGRのリストにある作物に関して、「所定の契約書」についての記載（違うページへの参照も）が無く、誰とどのように結ぶのかわからない。	農林水産省農林水産技術会議事務局が提供する「ITPGRに基づく植物遺伝資源の利用の手引」（平成25年11月）の参照情報を追記修正する。
8	7頁	修正意見	図の中の緑色の矢印がまずあると、自由に持ってきてから契約？ということにならないか？矢印の中程に契約が必要では？	ご意見を踏まえつつ、他の図とのトーンを合わせ、若干修正する。
9	16頁	追加要望	（PICに関する記載の充実） 文字情報ばかりでイメージ化しにくい。	3は解説であり、イメージは「1海外の植物遺伝資源を用いて育種するには」において提示。
10	16頁	追加要望	（PICに関する記載の充実） 現時点でPICが不要な国、逆に必要な国のリスト「国によっては遺伝資源の取得に際し、事前情報に基づく同意（PIC）を求めないところもあります。」とあります。PICが不要であれば手続きがかなり楽になるため、PICが不要な国の情報は非常に重要です。	遺伝資源に対する主権的権利が明示的に確認された現状では、PICが不要である国の情報を最新かつ断定的に提示することは困難であることから手続きの要否を確認すべき旨を記載する。
11	16頁	追加要望 修正意見	（PICに関する記載の充実） 具体的なPICの手続き方法や具体的なPICの内容 漠然と、「どうしよう」というところで止まってしまうように。20ページに若干の追加記載があることを明記。	前段については意見No.1に同じ。後段についてはご指摘の点を追記修正。

(3) 植物遺伝資源利用促進ワークショップ参加者からの意見と対応案

No.	該当箇所	分類	意見内容	対応案
1		追加要望	提供国の政府に確認することが必要ということはわかりましたが、相手国の政府の、どんな機関に、どうやってコンタクトを取るのかがわからないと思います。国によって違うので、一概には言えないと思いますが、たとえば、日本では、とか、アメリカでは、とか、インドでは、とか、数カ国を事例として挙げていただければよいかと思いました。	現状では各国情報について、正確かつ最新の情報を提供することがなかなか難しいのが実情である。代替策として、総合窓口Webサイトで今後、農水省が適宜把握できた範囲で情報提供を図っていく(他省庁の情報提供・普及啓発施策との連携も検討)。
2		追加要望	これまでに導入に関してトラブルが起こった事例の紹介もあれば、嬉しいです。特にこういう点に気をつけないといけないんだな、ということが分かると思います。	トラブル事例は事実関係や詳細を当事者に確認・調査し、またこれを公表することも難しいため、調査等の可能性について今後の課題とする。
3		その他	具体的な事例はジーンバンクのような機関ではなく、種苗会社とか育種家の方で、これまでに、導入しようとした経験がある方、導入しようとして失敗した方とかから、聞き取りしていただけると、有用な情報が得られるかとも思いました。	植物育種分野におけるABS成功事例は数が少ないため、今後の事例の蓄積(利用促進事業の成果が得られた場合はこれを含む)や成功事例情報の収集を今後の課題とする。
4	5-6頁	追加要望	特に、ITPGR STMA 以外での導入となると、具体的な進め方がわからない。 契約に至るまでの事務連絡(、交渉)のための英文(例)などが示され、条件別にすべきことが明確になるフローチャート等が提示されると、使いやすいものになるかと思しますのでご検討頂ければ幸いです。	フローチャート作成については昨年度検討会における議論の結果、農林水産分野における遺伝資源の取得・利用パターンが利用者属性に応じ異なり多様であることや、制度面の観点から選択肢を分岐するフローチャートがミスリードする可能性等が指摘され、現状での作成は時期尚早とされた。 本手引きは植物育種分野において特に初心者向けの入門となりうるものとするを意図しており、従前方針を踏襲することとする。今後の課題として、日本における植物育種分野におけるABS成功事例やベストプラクティス(今後の利用促進事業の成果を含む)の蓄積に基づく体系化によりフローチャートや各種ツールの整備を行うことを検討する。
5	全体	修正意見	PIC、MAT、ABSなどの英略について、日本語で解説があるのは助かるが、略していない英表記の記載があると、理解が深まり、英略も覚えやすいと思います。	各章の初出等に略していない英語表記を追記修正する。
6	4頁	修正意見	この段階で、PICについて言及は必要ないでしょうか?とくに、下の図において。	昨年度検討会における議論の結果、特に初心者向けに作成する「海外の植物遺伝資源を用いて育種するには」の説明では、PIC、MAT等のABS用語を極力回避し平易に提示することとしたことから、この方針を踏襲することとする。
7	7頁	修正意見	ITPGRのリストにある作物に関して、「所定の契約書」についての記載(違うページへの参照も)が無く、誰とどのように結ぶのかが不明。	農林水産省農林水産技術会議事務局が提供する「ITPGRに基づく植物遺伝資源の利用の手引」(平成25年11月)の参照情報を追記修正する。
8	7頁	修正意見	図の中の緑色の矢印がまずあると、自由に持ってきてから契約?ということにならないか? 矢印の中程に契約が必要では?	ご意見を踏まえつつ、他の図とのトーンを合わせ、若干修正する。
9	16頁	追加要望	(PICに関する記載の充実) 文字情報ばかりでイメージ化しにくい。	3は解説であり、イメージは「1海外の植物遺伝資源を用いて育種するには」において提示。
10	16頁	追加要望	(PICに関する記載の充実) 現時点でPICが不要な国、逆に必要な国のリスト「国によっては遺伝資源の取得に際し、事前情報に基づく同意(PIC)を求めないところもあります。」とあります。PICが不要であれば手続きがかなり楽になるため、PICが不要な国の情報は非常に重要です。	遺伝資源に対する主権の権利が明示的に確認された現状では、PICが不要である国の情報を最新かつ断定的に提示することは困難であることから手続きの要否を確認すべき旨を記載する。
11	16頁	追加要望 修正意見	(PICに関する記載の充実) 具体的なPICの手続き方法や具体的なPICの内容 漠然と、「どうしよう」というところで止まってしまうように。20ページに若干の追加記載があることを明記。	前段については意見No.1に同じ。後段についてはご指摘の点を追記修正。

No.	該当箇所	分類	意見内容	対応案
1	4-5頁	修正意見	4頁: イメージ図の「あなた」と「遺伝資源の提供国政府」の間にある矢印の向きは「許認可等手続き」が与えられる方向に合わせて指しているのだと考えますが、「あなた」が「政府」へ法令等ルールの確認を行うための矢印もある方と、必要な対応のひとつとしてわかり易いようにおもいました。5頁のイメージ図では「あなた」から「政府」へ向かう矢印となっており、異なるため、若干混乱するように感じました。	4頁の矢印に「許認可等」、5頁の矢印に「資源の取得・利用」の説明を付記する。
2	5頁	修正意見	5頁: 遺伝資源の提供国政府へのルールの「確認」について記載されていますが、政府から「許認可手続きをとる」ことについても説明があると、PICとMAT(6頁説明)の手続きをカバーできるように考えます。	ご指摘どおり説明を追記する。
3	-	追加要望	名古屋議定書締結に向けた国内措置の内容について、もう少し具体的な記載があると良いと思います。	2015年3月現在、国内措置の内容について具体的な説明をすることが困難であることから、今後の進捗に応じ追加する。
4	-	追加要望	遺伝資源というとき、育種以外の化学工学的な研究の場合(抽出物を利用するとき)どのくらいまでの対象となるのか、よくわからず不安です。	本手引きの対象範囲を植物育種に設定しているため、本手引きでは割愛する。
5	-	追加要望	水産資源に関しての記述が少ないように思う。動物資源(魚類・昆虫等)について知りたい。	本手引きの対象範囲を植物育種に設定しているため、本手引きでは割愛する。
6	-	追加要望	MAT等について、過去の事例を用いてケーススタディ的に解説頂けるとより分かりやすくなると思います。	一般にMAT事例は公表に馴染みにくい。今後、MAT事例の情報収集の可能性を検討するほか、利用促進事業で合意締結に至った場合には、その事例から得られる知見等の情報提供を検討する。
7	Q&A	追加要望	日本で市販されている輸入果実を元に品種改良した場合の考え方。	市販農作物の育種利用に関する一般論は既にQ&Aで記述している。既に日本に輸入された素材について、より踏み込んだ整理が可能か検討委員会で議論のうえ反映を検討する。
8	Q&A	追加要望	明確、透明な制度のある国一覧と制度への対応方法。	現状では各国情報について、正確かつ最新の情報を提供することがなかなか難しいのが実情である。また、制度の明確性・透明性の評価も難しい。代替策として、総合窓口Webサイトで今後、農水省が適宜把握できた範囲で国別情報の提供を図っていくことを検討する(他省庁の情報提供・普及啓発施策との連携も検討)。
9	Q&A	追加要望	相談窓口寄せられた問合せ等から、Q&Aの更なる充実を期待しています。	ご指摘通り、相談窓口寄せられた問合せ等からQの追加や解説の拡充を図る。

(4) 手引きに関する第2回検討委員会での主な議論

- 中小企業や個人育種家が多い種苗業界で求められているのは、現在の状況の下での「解決策」である。
- 特に求められているポイントは、UPOV 条約に基づく育成者権の例外が、生物多様性条約に基づく PIC/MAT や名古屋議定書に基づくエビデンスの確保といった考え方と根本的に矛盾している点に対して、どのようにすれば対応しやすくなるのかという解決策に尽きる。
→ 現段階で手引にどの程度のガイダンスを示すことができるか検討

- 4 頁と 6 頁の図を、利用者と提供者が相互に契約義務を負っている関係に見えるように工夫すべき。
→ 反映
- 16 頁の「日本国内でも今のところ、一般に遺伝資源を取得する際に公的手続（政府の同意）は必要とされていません（他の関係法令の手続が必要な場合があります）」は日本から国外に遺伝資源を出す場合のことなので本文ではなく註にすべき。
→ 反映

(5) 本年度の成果

本年度は上記(2)~(4)の検討を昨年度事業で作成した「β版・試用版」に反映させて、「β版・試用版」との表記を外した「海外の遺伝資源を用いた植物育種のために～植物遺伝資源の取得・利用手引き～(ver.1.1.5)」を作成した。なお、本手引きについては今後とも必要に応じて加筆・修正等を行うものとする。

作成した手引きについては、巻末参考資料として添付している。

第7章 ITPGR におけるアジア主要国との連携のためのワークショップの開催

7.1 実施概要

アジアにおける ITPGR 加盟国の関係者によって、ITPGR の MLS の改善策を中心に議論を行った。

(1) 日程等

日程：2014 年 8 月 25 日（月）～26 日（火）

場所：東京商工会議所会議室

(2) 参加者

Name	Organization
(The chairman of this assembly) Malaysia Mr. Eng Siang LIM	Advisor/Consultant Ministry of Agriculture and Agrobased Industry of Malaysia
Indonesia Dr. Muhamad Sabran	Senior Researcher, ICABIOGRAD Centre for Biotechnology and Genetic Resources Ministry of Agriculture of Indonesia
Philippin Dr. Nestor C. Altoveros	Associate Professor, Crop Science Cluster University of the Philippines
India Mr. Raman Kant Mishra	Additional Commissioner (Seeds) Department of Agriculture and Co-operation, Ministry of Agriculture New Delhi
Japan Mr. Akio Yamamoto	Director, Unit of Sustainable Use of Biological Diversity, Environment Policy Division, Minister's Secretariat, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.
(FAO) Italy Dr. Shakeel BHATTI	Secretary of the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture (ITPGRFA), FAO

(3) スケジュール

Day/Time	Agenda
25 th (Monday) of August, 2014	
10:00~10:15	Opening of the meeting/Adoption of the Agenda and Timetable
10:15~11:30	Further consideration on the factors leading to the current short-fall of income to the benefit-sharing fund
11:30~11:45	Break
11:45~12:45	Further consideration on the factors leading to the current short-fall of income to the benefit-sharing fund (cont.)
12:45~14:45	Lunch
14:45~15:45	Further consideration on the innovative approaches
15:45~16:00	Break
16:00~17:30	Further consideration on the innovative approaches (cont.)
26 th (Tuesday)	
10:00~11:30	Further consideration on the innovative approaches (cont.)
11:30~11:45	Break
11:45~12:30	General discussion
12:30~12:45	Closure of the meeting

7.2 検討結果

2日間の議論を通して、以下のとおり取りまとめた。

Asian region informal meeting

Tokyo, 25-26 August

Summary of preferred options

1. increased user-based payments

- retain 6.7/6.8 and 6.11
- mandatory for 6.8
- rate differentiation between 6.7 (higher rate) and 6.8 (lower rate)
- refine 6.11
- rate differentiation between seed protected by patent and seed protected by PVP (applies to 6.7 and 6.11)
- rate differentiation between 6.7, 6.8 and 6.11, in which 6.11 would have lowest rates
- payment rates for seed derived from protected parental lines, i.e. hybrid seeds

2.

- continue to encourage contracting parties to make contribution payments based on seed-sales (Norwegian approach)

3.

- if general consensus is reached on measures to increase user-based payments, we would consider adding additional crops to the coverage, such as soybean, groundnut, vegetables, ornamental for food and agriculture and removal of some of the observations in Annex I
- agree on step-by-step approach of expansion of the list

4.

continue to support the further development of the platform for codevelopment and transfer of technology
additional tools, such as the research collaborative partnerships among developers of

PGRFA under development to be added

a framework agreement and criteria would be developed for such cooperative research arrangements that would protect the interest of all developers in such cooperation, such as confidential information, IPRs, payment for the use of material from the MLS.

Such cooperative research approach can also be developed for farming communities and NGO networks

the BSF would be directed to assist the implementation and operation of the platform; based on Window 3, create a structural link between BSF funding priority for 'Information exchange, Technology Transfer and Capacity Building' and the platform

5.

support of GIAHS and the establishment and support of national PGRFA in-situ conservation heritage site

a protocol similar to the Ramsar Convention on Wetlands can be developed under Treaty for Contracting Parties to designate, conserve and manage such sites

the Protocol will set the standards for the designation, conservation and management of the national PGRFA in-situ conservation heritage sites

the Protocol will set the standards for in-situ access to PGRFA in the national PGRFA in-situ conservation heritage sites and GIAHS in accordance with Article 12.3(h)

the BSF would be directed to assist farmers in the conservation of PGRFA on these sites through information exchange, capacity building, transfer of relevant technologies; in two steps:

1. install a Window for GIAHS and national PGRFA in-situ conservation heritage site
2. install possible structural link between BSF funding priority for on-farm management and conservation with GIAHS and national PGRFA in-situ conservation heritage site under the Protocol

6.

arising from the assessment of the BSF, Asia will support the continuation of the BSF project cycle and next call for proposals in the coming biennium

in the next cycle, priority will be given to

1. **Exchange of info, TT and Capacity building --- Exchange of information --- access , use and exchange of information by and for the benefits of farming communities through Global Information System**

2. on-farm conservation and management

a. GIAHS

b. national PGRFA in-situ conservation heritage site

**3. sustainable use --- platform for co-development and transfer of technology
--- use, exchange, and improve technology packages by and for farming
communities and ; co-development and transfer of technology, including for
material under development**

第8章 検討会の設置

8.1 検討会委員

磯崎 博司	上智大学大学院 地球環境学研究科 教授 【座長代理】
坂田 好輝	(独)農業・食品産業技術総合研究機構 野菜茶業研究所 野菜育種・ゲノム研究領域長
柴田 道夫	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 【座長】
白井 滋久	(地独)北海道総合研究機構 農業研究本部中央農業試験場 遺伝資源部長
炭田 精造	(一財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 技術顧問
寺田 雅一	タキイ種苗(株) 総務部法務課 課長
根本 博	(独)農業生物資源研究所 遺伝資源センター長
半田 高	明治大学 農学部 教授
深見 克哉	九州大学 有体物管理センター 教授
渡邊 和男	筑波大学 生命環境系 教授 遺伝子実験センター長

8.2 第1回検討会

(1) 日時・場所

平成26年6月9日(月)14:00～17:00

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 1401 会議室

(2) 議事次第

- (1)本検討会の目的・進め方
- (2)本年度事業計画について
- (3)関連事業について（能力開発事業、PGR Asia）
- (4)各国との交渉について
- (5)第1回コンソーシアム会議について
- (6)手引きについて

(3) 配付資料

資料1 平成26年度農林水産分野における遺伝資源利用促進事業 検討会(第1回) 名簿

資料2 本検討会の目的・進め方

資料3-1 植物遺伝資源の利用等に関わる事業一覧

資料 3-2 全体計画

資料 4-1 平成 26 年度遺伝資源の機能解析等に係る途上国能力開発事業に係る事業 実施計画

資料 4-2 PGRAsia

資料 5-1 各国との交渉状況

資料 5-2 遺伝資源取得計画

資料 6 第 1 回コンソーシアム会議について

資料 7 植物遺伝資源の取得・利用手引きのバージョンアップについて

(別添 1) 農林水産省/海外からの植物遺伝資源の取得・利用手引きについて

(別添 2) 手引き β 版 (試用版) :2013_ver.1.0.0

(4) 出席者

- ・ 検討会登録委員 9 名 (10 名中)
- ・ 農林水産省 7 名
- ・ 事務局 6 名
- ・ オブザーバー 1 名

(5) 議事

1) 本検討会の目的・進め方について

(議事概要について)

- 本検討会では基本的に関連事業のうち利用促進事業の範囲を取り扱う。

2) 本年度事業計画について

- ITPGR の枠組みで対応すべきものとキャパビルのセットが基本条件のように諸外国から受け取られないよう、能力開発事業との区別は明確にする必要がある。
- ITPGR 中の作物リストが今後、増える形で活動してくれることを期待する。
- ITPGR 作物リストの拡大はすぐに決まるものではないので、併せて遺伝資源を使えるようにするための関係構築をしていく。
- 対象国との間で、附属書 I の作物リスト外のものについても ITPGR の考え方をもとに合意できるように交渉するとよい。
- 一元的に一貫して情報、資源、ノウハウが永続的に蓄積していく体制を国内に整備しておくことが最も重要である。公的研究機関のネットワーク化によるジーンバンク構想のように従来の蓄積から工夫できるのではないか。
- 交渉対象国は、国内ニーズ、相手国の遺伝資源の多様性と法制度等の状況を勘案して選定している。

3) 関連事業について（キャパビル事業、PGRAsia）（資料4-1）

- PGRAsia の共同研究成果については、民間企業が利用できる道筋が決まっているわけではないが、相手国の同意が得られればデータは公開する。
- 純粋研究の段階から、将来的に応用研究の可能性が出てきたときの道筋について基本的な合意をとっておくほうがよい。
- データ公開も一定期間は日本企業優先としてはどうか。
- PGR Asia ではイネが対象に入っているが、野菜やイネだけではなく、今後の事業で大豆や麦も対象になることを希望。
- 能力開発事業の実施方法は別途、ねらいやニーズ、講演等の適任者を十分検討する必要がある。
- 国際条約を正面に置くのではなく、相手国の法令・方針等の範囲で、相手方と我が国の当事者が必要としていることに取組むという現実的な考え方を基礎に置くべき。
- PGR Asia でベトナムのキュウリとカボチャが対象となっているが、昨年度はアクセス事業でも対象とし別の大学・企業が関与している。調整して継続性を確保してほしい。
- 説明会等は全国をまわってほしい。コンソーシアム結果も分かりやすく情報共有してほしい。

4) 各国との交渉について

- JICA は専門家派遣制度で遺伝資源でもアルゼンチン等と交流がある。ペルー関係でも横の連携をとって情報交換しながら対応できるとよい。
- 政府間MOU締結を要請してくる国も多いが、最終的に国益としてやりたいと判断すれば、形式は解決策が出てくる。
- ラオスはもう少し日本側の対応体制を一元化する必要がある。

5) 第1回コンソーシアム会議について

特になし

6) 手引について

- ABS 関連の略語は、日本語併記だけではなく、英語で略さずに記載するところも設けるほうが分かりやすい。
- 事例情報があると便利だと思う。
- 相談窓口が「利用推進班」であることは評価できる。ただし、手引きだけ検討してブラッシュアップさせても、できない事ばかり示していく事にならざるを得ない。規制ではなく利用推進に関連する相談窓口を充実させる必要がある。大臣官房だけではなく、ジーンバンクの作物別の相談窓口なども必要。

- ベストプラクティスに限らず、途上にある現時点での大きな問題の避け方の例示があってもよい。
- 手引きをオープンにしてフィードバックしてもらう必要はあるが、本当に知ってほしい中小企業等はなかなか反応しないだろう。

8.3 第2回検討会

(1) 日時・場所

平成 26 年 11 月 17 日(月)13:30～16:00

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社中会議室

(2) 議事次第

(1)各国との交渉・取組の現状報告と今後の対応

①ペルー、スリランカとの交渉・取組概況とご検討いただきたい事項

②利用促進事業に係る進捗報告（賦存状況調査を含む）

③関連事業に係る進捗報告

1) 能力開発事業

2) PGR Asia 事業

④今後の対応に係る検討・意見交換

(2)国際ワークショップ等の開催概要（案）について

(3)植物遺伝資源の取得・利用手引き β 版の意見募集結果報告と中間修正案について

(4)今年度の国内遺伝資源利用者に対する情報提供と手引き改定の方策

(5)その他

(3) 配付資料

資料 1 第2回検討会名簿

資料 2 ペルー、スリランカとの交渉・取組の概況と検討事項

資料 3 今年度対象国との交渉・取組進捗状況

資料 4 東南アジアの植物遺伝資源の賦存状況調査について（JATAFF）

資料 5 キャパシティビルディング実施状況

資料 6 PGR Asia について（NIAS）

資料 7 国際ワークショップ等開催概要（案）

資料 8-1 植物遺伝資源の取得・利用手引き（β版・試用版：2013_ver.1.0.0）に対する意見募集結果と暫定対応案

資料 8-2 手引き中間修正案

「植物遺伝資源の取得・利用手引き（β版・試用版：2013_ver.1.1.1）」

- 資料 9** 今年度の国内遺伝資源利用者に対する情報提供と手引き改定の方策について
- 参考資料 1** 第 1 回検討会議事概要案
- 参考資料 2** 国別遺伝資源取得計画
- 参考資料 3-1** ペルー遺伝資源コンソーシアム設立準備に向けた経過（利用促進及び各大学・企業等）
- 参考資料 3-2** ペルー訪問協議概要
- 参考資料 3-3** ペルーに対する提案骨子
- 参考資料 4** スリランカに係る交渉・取組状況

(4) 出席者

- ・ 検討会登録委員 9 名 (10 名中)
- ・ 農林水産省 7 名
- ・ 事務局 6 名
- ・ オブザーバー 1 名

(5) 議事

1) 各国との交渉・取組の現状報告と今後の対応（資料 2～6 説明）

- 相手国と担当者間でうまくいっていても最終的には意思決定者がサインするかどうか。あらゆる状況変化に備えておく必要がある。国内への説明でも最終合意が得られないうちに期待させすぎないように留意が必要。
- キャパビルが今年度で終わるとしても、長い目で見て、この事業だけで考えずに様々な機会を捉えて有効な関係を継続的に構築していく必要がある。

2) 国際ワークショップ等の開催概要（案）について

(討論なし)

3) 植物遺伝資源の取得・利用手引き β 版の意見募集結果報告と中間修正案について

4) 今年度の国内遺伝資源利用者に対する情報提供と手引き改定の方策

- 中小企業や個人育種家が多い種苗業界で求められているのは、現在の状況の下での「解決策」である。特に求められているポイントは、UPOV 条約に基づく育成者権の例外が、生物多様性条約に基づく PIC/MAT や名古屋議定書に基づくエビデンスの確保といった考え方と根本的に矛盾している点に対して、どのようにすれば対応しやすくなるのかという解決策に尽きる。
- 4 頁と 6 頁の図を、利用者と提供者が相互に契約義務を負っている関係に見えるように工夫すべき。
- 説明会で解決策を示すことなく条約の説明をしても、聞かなければよかったという思

いを抱いて帰ることになる。

- 個人育種家は自分たちと関係があるという認識を持っていない人も多いかもしれない。個人育種家はメールを使っていない人も多く伝達手段も課題である。
- 市販品種や既に扱っている素材の位置づけがグレーゾーン。これらについてリスクを回避できる方策を提示する説明会であれば皆が参加すると思う。
- 提供国法規制がないときに取得した場合の企業等の対策として、輸入に関する書類、相手方との間でのやり取り、調査記録などがあれば、代替証明手段となる。提供国の法令違反は、日本にいる限りは、あまり考えていても仕方ない。後続利用者に移転したり商業化するなら、何らかの打開策をとる必要がある。
- はじめから中小や個人まで徹底的に普及啓発するというのは難しい。国全体でのリスク低減の観点からは、まず大手などきちんと守ることができるところに理解して対応してもらえば被害は小さく済むとも考えられる。大手が遵守を証明できないものを使わないようにすれば徐々に浸透するのではないか。

8.4 第3回検討会

(1) 日時・場所

平成 27 年 3 月 17 日(火)13:30~16:00

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社中会議室

(2) 議事次第

- (1) 本年度事業報告
- (2) 各国との交渉・取組の現状報告と今後の対応
- (3) 国際ワークショップ開催について
- (4) 賦存状況調査について
- (5) 国内ワークショップ・手引きについて
- (6) 来年度事業について

(3) 配付資料

- 資料 1** 第2回検討会名簿
- 資料 2-1** 報告書構成
- 資料 2-2** 報告書(案)
- 資料 3-1** ペルー、スリランカ・ロシアとの交渉・取組の概況と検討事項
- 資料 3-2** 今年度対象国との交渉・取組進捗状況
- 資料 4-1** 国際ワークショップ開催概要
- 資料 4-2** 国際ワークショップ議事
- 資料 5-1** 東南アジアの主要3ヶ国における野菜の遺伝資源の賦存状況調査について
- 資料 5-2** 賦存状況調査報告書
- 資料 6-1** 海外植物遺伝資源の利用促進ワークショップ開催について
- 資料 6-2** 植物遺伝資源の取得・利用手引き改訂について
- 資料 6-3** 海外の遺伝資源を用いた植物育種のために_ver.1.1.3
- 参考資料 条約の実施確保に向けて・国内措置の整備義務・
- 参考資料 平成 27 年度予算の概要(農林水産省大臣官房環境政策課)

(4) 出席者

- ・ 検討会登録委員 9名(10名中)
- ・ 農林水産省 5名
- ・ 事務局 3名
- ・ オブザーバー 1名

(5) 議事

1) 本年度事業報告

- 報告書の議事概要を確認し、修正があれば事務局に連絡することとする。

2) 各国との交渉・取組の現状報告と今後の対応

- ペルーは今後コンソーシアムをどうするかを含め検討する必要がある。
- スリランカは国際ワークショップでの農業局長の発言を前向きに捉えて前進するべきである。
- ロシアは前向きであるが、既に民間ベースで遺伝資源交換が実施されている点で見極めが必要である。
- 4ヶ国との合意という政策目標の達成に向けて、油断なく進める必要がある。アジア諸国等の我が国にとって内情を把握しやすい国は重要。
- ペルーは伝統的知識関連の法令があるが10年経過しても当該法令に基づくアクセスは1件もないという。売上の15%以上のロイヤリティの義務付け規定がある。

3) 国際ワークショップ開催について

- 各国参加者と共有するワークショップの議事録では、基調講演者が CIMMYT 元 Director General であること等に言及しておくことが重要である。

4) 賦存状況調査について

- 関連事業は外部から見ると同じものに見えるようにすべき。PGR Asia を含め関連事業が連携し、研究者どうしの人脈形成を図りながら進めていく必要がある。

5) 国内ワークショップ・手引きについて

- これまで収集した意見は概ね下記に集約できる。①現状のコンテンツの分かりやすさに関するマイナーな改善提案、②網羅的な各国制度情報、③ケーススタディ（成功/失敗事例、MAT 事例）。①は反映しているが、②と③は今後の蓄積が必要。
- 実際には取得者と利用者が異なるので、他者から遺伝資源を購入する場合に、合法的に取得されたものであることを確認する義務があることを記載すべきではないか。何ヶ所か修正案を提示したい。
- 市販品種には多数の遺伝資源が使用されており、誰に確認すればよいか分からない。現実には市販品種を購入するときに何か書類が添付されているわけではないので、確認しようがない。
- 現状の手引きは原則論に留まるところがある。「試用版」を外すなら、「今後より具体的な情報提供に努める」という記載を加えるべき。また、企業に対し個別課題に具体的な解決策を示すことのできる窓口を充実させる必要がある。長く担当できる人員の

配置により経験を蓄積する必要。

- 委員修正案を経た上で、「β版（試用版）」を外すこととする。

6) 来年度事業について

特に議論なし

